

令和4年度事業計画

第1 シルバー事業を取り巻く状況

現在、我が国におけるシルバー事業を取り巻く状況は、一昨年発生した「新型コロナウイルス感染症」の影響で就業の中断や縮小廃止等を余儀なくされ、「新しい生活様式」を踏まえて、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を「両輪」で実施し、シルバー人材センターの業務継続体制を構築することにより、「コロナ禍」と共存した生きがい就業の実現を図る必要がある。

さらに、シルバー人材センター会員の平均年齢は上昇傾向にあり、就業中の事故件数も年々増加傾向にあるなど、シルバー会員の安全・適正就業対策は喫緊の課題である。

そのため、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手となる高齢者が安心・安全に就業し、また、併せて会員の入会促進や退会抑制も推し進めていくことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による就業の中断、または減少した場合に対応する新たな就業機会や経済活動の停滞により経済的な理由による就業を求める会員の増加に対応した就業機会の十分な確保について図る必要がある。

このため、引き続き「第2次会員100万人達成計画」の目標達成に向けてPDCAサイクルによる目標管理のもと会員拡大に取り組むことが重要である。しかしながら、コロナ禍の影響等で会員数が大きく減少していることから、コロナ前の令和元年度の数値を当面の新たな数値目標として取り組むこととする。

また、これからは地域ニーズを的確に捉えた事業の展開が必要で、介護予防生活支援総合事業（新総合事業）や福祉・家事援助サービス事業など要支援高齢者に対する事業や子育て現役世代や子どもたちへの支援、空き家管理事業など地域のニーズに対応した事業などの展開も引き続き必要となってくる。

こうした事業展開のため、シルバー連合会と各拠点シルバー人材センターはこれらの期待に応えるため、本年度においても「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、一丸となって事業の推進に取り組んでいく。

第2 事業の展開

我が国が超高齢社会に向かって急速に歩みを進めている中で、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められており、そうした期待に対して、組織の活性化や事業の一層の拡充を図る必要がある。

そのためには、まず「会員の拡大」が最重要課題である。特に女性会員を重点とするほか、企業退職（予定者）層などターゲットを明確にして、それぞれに応じた入会勧奨の取組みと新たな職域開拓の取組みを並行して実施し、会員個々のニーズに対応したマッチングを促進することで幅広い層の会員の入会を目指すこととする。

また、地域社会の課題解決の担い手として存在感を発揮する観点から、「福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「空き家管理対策事業」、「放課後児童クラブにおける育児支援」を重点事業として推進するとともに、シルバー派遣事業の運営においては、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の積極的な活用を通じて、人手不足に苦慮する企業等を下支えする役割を果たしていくこととする。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大を繰り返す中で、高齢者ほど重症化しやすいと言われていることから、引き続き、感染防止対策と健康の保持に十分に配慮しながら、新しい生活様式に対応して必要となる業務の発掘に努めるとともに、新たな就業機会の確保を図る。

人生100年時代を見据え、元気なうちはいくつになっても働き続けることができる就業環境を整える必要がある。このため、会員の創意と工夫により企画する独自事業などを創出することは、センターの活性化につながると同時に、そこには多様な仕事が生まれる可能性があることから、地域のニーズを踏まえ、地方自治体等とも連携を図りながら積極的に推進することとする。

また、センターは、就業することが困難になった会員の居場所としての機能を果たすことも重要であり、ボランティア活動やサークル活動等就業以外の分野でも永く活躍できる環境を整備する。

こうした事業展開を進めていくため、高齢者や企業の多様なニーズに応えるべく連合会と各シルバー人材センターが一層の連携を図り、次の事項を重点項目として事業の展開を図る。

○ 連合会「中期計画策定委員会」の設置

人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けることができる生涯現役社会を実現することが求められていることから、

地域ニーズや高齢者を取り巻く雇用環境の変化に対応するため、シルバー連合の目指す方向性を示す中期計画を策定するため「中期計画策定委員会」を設置する。

○ 会員の増大及び就業機会の拡大

活力ある団体運営を行うには、会員の増大が不可欠であり、会員の増大に対応するには就業機会の確保が必要である。「第2次会員100万人達成計画」に基づく会員の目標数値と就業延人員の目標数値を定めて、「PDCAサイクルによる目標管理」を行うことにより目標達成を目指すこととするが、本県のセンターにおいては、会員数が目標数値と大きく乖離していることから、令和元年度の数値を基準とした当面の新たな目標数値を設定して取り組むこととする。

その際、コロナ禍の先行きが見通せないことも踏まえ、本年度は全てのセンターに対して、少なくとも前年度の会員数を上回ることを意識した取り組みの徹底を図る。

○ 多様な働き方の推進

シルバー事業の基本的な働き方である請負・委任業務に加え、シルバー派遣事業においてもさらに推進していく必要がある。これらの就業形態は、「臨時的就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」が基本となるが、高齢法39条に基づく業務拡大も視野に入れ会員や発注者のニーズに沿った対応を図る。

○ 安全・適正な業務運営

安全で適正な就業は、シルバー事業において基本となるものであり、会員の傷害事故や交通事故、さらには発注者に対しての損害賠償事故等の防止に努めるとともに新型コロナウイルス感染症防止対策にも努め、公益法人として法令遵守の立場から不適切な請負・委任契約における就業についても「適正就業ガイドライン」に基づき、センターと連合会との連携により是正していく。

○ 地域社会や関係機関との連携

シルバー人材センターは、高齢者の日常生活の場に定着して、働く場を確保していく組織であり、地域諸団体や住民の協力と連携の下で運営されるものであるため、日常的に地方自治体やハローワーク等の関係団体及び業界団体等との情報交換や連携に努める。

○ 新規事業への対応

国の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業である人手不足分野や現役世代を支える分野への就業については、各地方自治体との連携により積極的に取り組み安定的な業務獲得に努める。

第3 事業計画

連合会は各センターと連携して、会員や発注者のニーズに応えるべく以下の各事業を展開する。

1 研修事業

シルバー事業の組織運営や事業運営にあたっては役職員及び会員がシルバー事業の理念を十分理解し、専門的又は実践的知識を得ることが必要でこれらの事業運営を行うための研修会を開催する。

(1) 中央研修会

全シ協等が実施する研修会や会議等に積極的に参加し、情報収集に努める。

- ① 新任理事長（会長）研修
- ② 新任事務局長研修
- ③ 中堅職員研修
- ④ 連合・センター職員業務会議
- ⑤ 派遣元責任者・職業紹介責任者講習
- ⑥ 関東ブロック連絡協議会の役職員研修

(2) 連合会が開催する研修・会議

- ① 経理に関する研修
- ② 補助金に係る研修
- ③ 業務に係る研修
- ④ 事務局長会議

2 安全・適正就業

(1) 安全就業

安全就業には会員自らの意欲が大切で、組織を挙げて安全対策の一層の推進を図る必要がある。そうした中で会員への健康管理や業務上での傷害事故や損害事故への認識を高めるため、次の事業を行う。

- ① 「安全・適正就業推進委員会」での事故分析・防止対策
- ② 安全・適正就業推進月間（7月）への取り組み
- ③ 安全パトロールの実施・支援

- ④ 安全就業研修会の開催・参加
- ⑤ 安全就業指導員会議（全シ協主催）への参加
- ⑥ 「安全就業ニュース」の周知・広報
- ⑦ 安全就業に係る取り組み事例等の情報収集・提供
- ⑧ 安全標語の活用

（２）適正就業

平成29年に策定された「適正就業ガイドライン」に基づき、全シ協の指導による請負・委任業務から派遣業務への移行など業務内容を検証する中で、適正な就業に努める。

- ① 「適正就業ガイドライン」に基づく事業内容の検証
- ② 就業時間等の検証による長時間就業の是正
- ③ 「高齢法第39条」による業務拡大の推進
- ④ 適正就業担当者会議（全シ協主催）への参加

3 シルバー派遣事業

本年度9年目となるシルバー派遣事業も各センターの努力により年々事業実績も増え適正就業の観点からも請負・委任業務からの転換等に努めている。また、令和3年度から始まった遺跡発掘業務においては、本年度から高齢法第39条の業務拡大が全センターに適用される予定であり、更なる事業拡大に努める。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」や「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用した派遣労働機会の拡大と会員の増大
- ② 派遣事業運営委員会の開催
- ③ シルバー派遣事業実務担当者会議への参加
- ④ 派遣元責任者講習への受講の促進
- ⑤ 就業時間の拡大に伴う知事指定の関係機関との協議
- ⑥ 衛生委員会の設置

4 職業紹介事業

シルバー事業としての職業紹介事業であることから、60歳以上で主に「臨・短・軽」の雇用を希望する方々に職業を紹介し、高齢者の雇用機会の創出を図る。

また、シルバー事業の請負や委任に馴染まない業務、企業等から求人の相談があればこの制度を活用することにより、就業の機会を確保することとする。

5 普及啓発事業

シルバー事業の意義と各拠点シルバー人材センターの存在を県内全域に広く周知し、会員の増大や就業機会の拡大に繋げるため、連合会は各センターと連携し、次の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

(1) 普及啓発促進月間（10月）の設定

10月は全国で一斉にシルバー事業の啓発を実施することとされている。

「シルバーの日」を中心にイベントの開催や参加、各種ボランティア活動を計画し、他のこうした活動に参加するなど連合会及び各センターで集中的に普及啓発活動を展開する。

また、高齢者活躍人材確保育成事業を活用した周知・広報にも努めていく。

(2) 年間を通じた広報・普及啓発活動の推進

① 様々なメディアを通じた広報活動の推進

シルバー事業の活動事例情報を新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に提供するなど積極的な広報活動を推進する。

② ホームページを活用した広報活動の推進

センターの活躍事例、利用者の視点に立った親しみやすいホームページへの改善に努める。

③ パンフレット等の作成・配布

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、就業開拓及び入会促進用パンフレットを作成・配布する。

④ 地方自治体等のイベントへの積極的な参加

地方自治体や各種団体などが開催するイベントへ各センターと連携し、積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

⑤ 会報や広報を活用した普及啓発活動の推進

シルバー事業を広く県民に理解していただくために、連合会会報や業界団体広報を通してより多くの情報提供に努め、普及啓発活動の展開に有効活用を図る。

6 指導事業

事業を展開するための財源として、国や各自治体の補助金は大変重要な資金であり、これらは公益法人として公平・公正で開かれた運用が求められる。

また、事業を展開する上で法令を遵守した適正な就業に努めることは当然の義務である。こうしたことから各センターが抱える諸問題に対して、積極的かつ適切に対応するとともに、全シ協及び関係機関と連携しセンターの指導を行う。

また、新規事業への参入についても適切な情報を提供するとともに、業務拡

大と併せニーズに対応する就業機会の拡大を支援する。

各センターを訪問しての指導事業は、全シ協からの委嘱により行う事業であることから、本年度においても「シルバー人材センター指導実施要綱・実施要領」及び「指導マニュアル」に基づき3センターを実施する。

- ① 目標達成に向けての「会員の増大」と「就業機会の拡大」の実施指導
- ② 安全・適正就業の推進（適正就業ガイドライン・高齢者運転に係るガイドラインの徹底）に係る指導
- ③ 自治体等との連携による地域ニーズに対応した特性を生かした事業の推進及び支援
- ④ シルバー派遣事業の業務拡大に向けた取り組みへの指導
- ⑤ 経理体制の適正化と会計事故防止の指導

7 情報の収集・提供等

シルバー事業を適切に運営するには、最新の情報を収集する事もまた重要な役割である。全シ協や労働局等から収集した情報を迅速に各センターに伝達し、また、各センター間における調整等を行うことにより効果的運用が図られるよう努める。

(1) 統計情報・調査の整備・提供

- ① 「シルバー人材センター事業統計」（月報・年報）の作成・提供
- ② 労働局と連携したシルバー事業に係る調査の実施
- ③ 厚生労働省編職業分類に対応した年度統計の実施

(2) 全シ協会員専用ページによる情報の活用

シルバー事業に関する会議や全シ協が開催する会議、研修会の資料が専用ページを通じて提供されているのでこれを活用する。

- ① シルバー事業に関する施策や報告書などの情報
- ② 「就業機会・会員拡大コーナー」の好事例情報の活用
- ③ 部門別Q&A等事例の活用
- ④ 通達、会議、研修資料の活用

8 就業機会の開拓・拡大

全国的に少子高齢化が進み、また人手不足分野等の新規事業への参入など高齢者への就業が期待されている中で、高齢者（会員）の能力や希望に応じた就業機会を確保できるよう県下自治体や公共機関、事業所等を積極的に訪問しシルバー人材センター事業の広報活動等により周知を図り、会員の確保と就業機会の開拓・拡大に努める。

- ① 新規事業所等への訪問による就業開拓
- ② 人手不足分野の要支援高齢者に対する事業等への積極的な参入
- ③ ボランティア活動等を通じた就業機会の開拓
- ④ 需要に対応する技能を持った新規会員の確保と育成

9 新規事業への検討

人手不足分野である介護予防生活支援総合事業（新総合事業）や福祉・家事援助サービス事業など要支援高齢者に対する事業、また、子育て現役世代や子どもたちへの支援、空き家管理事業など地域のニーズに対応した新規事業に対して地方自治体等と連携し積極的な参入に努める。

10 消費税における適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月からいわゆるインボイス制度の導入が予定されており、センターにとって極めて大きな影響を受けることから、引き続き特例措置等を求める要請を行っていく。

第4 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

こうした中、高齢者や企業・官公庁退職予定者及び企業・官公庁に対して、シルバー人材センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深めること、高齢者がシルバーに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、シルバーの新規会員、新たにシルバーを活用する企業を増加させること、また、現にシルバー会員であるが、新たな分野で活躍を希望している会員や実際の就業に今一步踏み出せない会員に対して、就業体験及び技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指すことや更にシルバー連合を中心とした労使団体、山梨県、労働局等が一体となった連絡会議を開催し、地域におけるシルバーの更なる活用促進を目指すこととする。

第5 法人管理事業

1 会員の状況

現在県内9センターの正会員と賛助会員17団体等の会員であるが、今後も

引き続きご理解をいただき賛助会員の確保と新規賛助会員の勧誘に努めることとする。

2 諸会議の開催及び参加

連合会運営に重要な法律及び定款に定められている会議を開催し、また、関連団体が開催する会議に参加しての情報収集を図る。

- ① 定時総会
- ② 理事会
- ③ 全シ協定時総会
- ④ 関東ブロック連絡協議会理事会・事務局長会議